

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年12月11日付け答申第138号)

1 事案の概要

H28. 6.30 審査請求人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求

路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」に掛かるすべての文書（当該「脅迫状」、当該「脅迫状」に掛かり熊本県警に提出した被害届、捜査結果についての通知等）、及び2009年11月26日付け「報道各位 路木ダムに関する脅迫状の取り扱いについて」（河川課）

H28. 7.14 実施機関

「路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」の写し」を対象文書として特定し、条例第7条第4号の規定に該当することを理由に不開示決定

H28. 9.13 審査請求人

本件不開示決定を不服として、審査請求

H28. 10. 6 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第179号）

2 当事者の主張の趣旨

（1）審査請求人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・開示を求めたのは「脅迫状」であって、「脅迫状の写し」ではない。
- ・本件脅迫状は路木ダム建設を理由としたものと考えられるが、路木ダム建設は2014年3月に竣工し、既にダムは運用されており、脅迫状が脅迫理由とする事案は完全に消失しており、本件開示請求時点では、脅迫状が模倣犯を惹起し公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報ではなくなっている。
- ・不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化し、開示請求があった都度判断しなければならない。

（2）実施機関

- ・脅迫状は、文書全体が公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当する。
- ・本件脅迫状は、時間の経過によらず、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害などの犯罪を誘発する情報であり、これを開示すれば、「脅迫状」の作成者を刺激し、危害を加える行動を起こすおそれがあり、模倣犯を惹起するおそれがある。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、別表の「審査会が不開示とすべきと判断した部分」を除いて、開示することが妥当である。

(2) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、平成21年6月に実施機関に届いた脅迫状の写し及び送付された際の封筒の裏面の写しである。原本は同警察署に提出しており保有していないという実施機関の説明に何ら不合理な点はなく、また本件対象文書は脅迫状の原本を複写したものと認められ、実施機関が現に保有する脅迫状の写し及び送付された際の封筒の裏面の写しを対象文書として特定したことは妥当である。

イ 条例第7条第4号該当性について

本件脅迫状の写しは、特定職員あての脅迫であり、路木ダム建設事業を非難したうえで、当該職員及びその他複数の公務員並びにそれらの家族に対する危害行為を予告する内容であった。

路木ダムは平成26年3月に竣工し、既に運用されており、本件脅迫状を公開することにより危害行為や模倣犯が惹起されるおそれは、当時と比べ相当に低減しているものと考えられる。

また、実施機関は、報道関係者に対し配付した文書において、路木ダム建設に関し職員とその家族の生命の危険を予告する脅迫状が届いていることを公表している。脅迫状の文面には、既に公にされている上記の事実以外に、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報が含まれているとは考えにくく、脅迫状の写しを開示できないとする実施機関の判断について、合理性があるとは認められない。

以上から、本件不開示決定時点では、本件対象文書を開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、本件対象文書は開示すべきである。

ウ 本件対象文書の開示について

本件対象文書は条例第7条第4号には該当せず開示が妥当であるが、別表の情報は、なお不開示とすべきであると判断する。

(別表)

開示すべき文書	審査会が不開示とすべきと判断した部分
脅迫状の写し	脅迫の対象として記載されている公務員の氏名及び役職名
封筒の裏面の写し	本件脅迫状の差出人とされている団体の名称、住所、郵便番号、住所に関して実施機関が記載した注記

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成28年10月6日（諮問第179号）
答申日	：平成29年12月11日（答申第138号）
事案名	：特定事業に関し、特定年月に特定課に届いた「脅迫状」の写しの不開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、路木ダム建設事業に関し平成21年6月に届いた「脅迫状」の写しについて、平成28年7月14日に行った不開示決定は、別表の「審査会が不開示とすべきと判断した部分」を除いて、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成28年6月30日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」に掛かるすべての文書（当該「脅迫状」、当該「脅迫状」に掛かり熊本県警に提出した被害届、捜査結果についての通知等）、及び2009年11月26日付け「報道各位 路木ダムに関する脅迫状の取り扱いについて」（河川課）
- 2 平成28年7月14日、実施機関は、本件開示請求に係る文書について対象文書の有無を検討し、複数の文書を特定し、そのうち「路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」の写し」（以下「本件対象文書」という。）については、条例第7条第4号の規定に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成28年9月13日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成28年10月6日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
本件不開示決定を取り消すことを求める。
- 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示を求めたのは「脅迫状」であって、「脅迫状の写し」ではない。実施機関は、脅迫状を警察に証拠として提出していると主張する一方、弁明書では「知事部局において保有」しているとも主張しており、真正な脅迫状が存在するか疑わしい。
- (2) 本件脅迫状は路木ダム建設を理由としたものと考えられるが、路木ダム建設は2014年3月に竣工し、既にダムは運用（貯水・送水）されており、脅迫状が脅迫理由とする事案は完全に消失しており、本件開示請求時点では、脅迫状が模倣犯を惹起し公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報ではなくなっている。
- (3) 不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化し、開示請求があった都度判断しなければならない（「熊本県情報公開条例 解釈運用基準」6「不開示情報該当性の判断の時点」）（法務省本省情報公開審査基準（法務省HP））。
- (4) 「熊本県情報公開条例解釈運用基準」には、条例第7条第4号に該当する情報の例として脅迫ないしそれに類するものは例示されておらず、脅迫状は「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」には該当しない。
実施機関は弁明書で本件脅迫状は「公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害など犯罪を誘発するおそれがある情報」と主張しているが、個人（職員とその家族）を対象とした「脅迫状」を公を被害対象とするテロ等を誘発する情報に意図的にすりかえるものである。
- (5) 脅迫状は「不当な働きかけに対する職員の対応要項」で取り扱うべきであるにも関わらず、「熊本県行政対象暴力基本対応マニュアル」により取り扱い、条例第7条第4号を適用して情報隠しを図ろうとしたものと解される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 脅迫状は、文書全体が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当する。
- (2) 条例第7条4号は、主に、公安委員会及び警察本部長において保有されている行政文書に記録されている情報を対象にしているが、知事部局等において保有されている行政文書に記録されている犯罪予防等に関する

る情報を含む。

- (3) 本件審査請求に係る「脅迫状」は、路木ダムの建設中・建設完了に関わらず、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害などの犯罪を誘発するおそれがある情報である。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象文書の特定について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、平成21年6月に実施機関に届いた脅迫状の写し及び送付された際の封筒の裏面の写しであることを確認した。

審査請求人は、開示を求めたのは「脅迫状」であり「脅迫状の写し」ではないと主張している。この点について実施機関に尋ねたところ、脅迫状の原本及び送付された際の封筒の原本は熊本東警察署に提出しており、保有しておらず、脅迫状として現に保有するのはこれらの文書のみであるとのことであった。

原本は同警察署に提出しており、保有していないという実施機関の説明に何ら不合理な点はなく、また本件対象文書は脅迫状の原本を複写したものと認められ、したがって本件開示請求について、実施機関が現に保有する脅迫状の写し及び送付された際の封筒の裏面の写しを対象文書として特定したことは妥当である。

2 条例第7条第4号該当性について

(1) 条例第7条第4号の趣旨

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

イ 本号に該当する情報を公にすれば、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

ウ ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等刑事法の執行を中心としたものを意味するが、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害など

犯罪を誘発するおそれのある情報も本号に含まれる。

エ また、支障を及ぼす「おそれがある」かどうかについては、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情に伴って変化し、開示請求があった都度判断しなければならない。

(2) 条例第7条第4号該当性の判断

ア 実施機関は、本件開示請求に係る文書の不開示の理由について、第4のとおり説明している。当審査会が、本件不開示決定時点において本件脅迫状が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると判断した理由について実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

本件脅迫状は、時間の経過によらず、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害などの犯罪を誘発する情報であり、これを開示すれば、「脅迫状」の作成者を刺激し、危害を加える行動を起こすおそれがあり、模倣犯を惹起するおそれがあると判断した。

イ 当審査会で本件脅迫状の写しを見分したところ、特定職員あての脅迫であり、路木ダム建設事業を非難したうえで、当該職員及びその他複数の公務員並びにそれらの家族に対する危害行為を予告する内容であった。

ウ ところで、本件脅迫の要因である路木ダムは平成26年3月に竣工し、既に運用（貯水・送水）されている。実施機関に確認したところ、路木ダム建設の是非について社会的な関心が高まっていた平成21年6月頃には、本件脅迫状が届いたほか、複数の脅迫行為が電話によりあったが、平成22年度以降はそのような脅迫行為は一度もないとのことである。本件脅迫の要因である路木ダム建設事業は既に終了し、脅迫状が届いてから7年が経過している状況を鑑みると、本件不開示決定時点では、本件脅迫状を公開することにより危害行為や模倣犯が惹起されるおそれは、当時と比べ相当に低減しているものと考えられる。

また、実施機関は、平成21年11月に報道関係者に対し配付した文書において、路木ダム建設に関し職員とその家族の生命の危険を予告する脅迫状が届いていることを公表しており、また、本件開示請求に際しても、当時報道関係者に配布した文書を全部開示している。当審査会で見分した脅迫状の文面には、既に公にされている上記の事実以外に、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報が含まれているとは考えにくく、脅迫状の写しを開示できないとする実施機関の判断について、合理性が

あるとは認められない。

エ なお、実施機関は、本件不開示決定に当たり、警察に対して、一般論として、脅迫事件としての時効（3年）を過ぎた事案の情報開示についての対応を尋ねたところ、開示により「脅迫状」の作成者を刺激したり、模倣犯を惹起する可能性が否定できないとの意見があり、これを判断の参考としたとのことであるが、あくまで一般論として尋ねた内容であり、当審査会の判断を左右するものではない。

オ 以上の検討から、本件不開示決定が行われた平成28年7月14日時点では、本件脅迫状（対象文書）を開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、本件対象文書は開示すべきである。

3 本件対象文書の開示について

上記2のとおり、本件対象文書は条例第7条第4号には該当せず開示が妥当であるが、条例第7条の第4号以外の号に該当する不開示情報に該当するか検討を行った結果、下記の情報は、なお不開示とすべきであると判断する。

(1) 脅迫の対象として記載されている公務員の氏名等

脅迫状の写しには名宛人として実施機関の職員の氏名及び職名が記載されており、また本文中には当該職員以外にも複数の公務員の氏名及び職名が記載され、脅迫の対象とされている。

条例第7条第2号では「個人に関する情報……であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」は不開示情報とされているが、同号ウでは「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名……並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は開示することとされている。

本件脅迫状の写しは、路木ダム建設事業を要因として実施機関の特定の職員に対し届けられたものではあるが、その内容は当該職員等の公務員及びその家族に対する危害行為を予告する趣旨のものであり、当該職員等が行った具体的な職務の遂行に係る情報とは認められず、条例第7条第2号ウには該当しない。したがって、脅迫の対象として記載されているこれらの公務員の氏名及び職名は、条例第7条第2号の個人に関する情報として不開示とすることが妥当である。

(2) 封筒の裏面の写しに記載されている団体の名称等

封筒の裏面の写しには、本件脅迫状の差出人とされる団体の名称、住所、郵便番号及び住所に関して実施機関が記載した注記が記載され

ている。

当審査会で確認したところ、記載の住所に当該団体が所在しているか明らかでなく、当該団体が真の差出人であるか等不明であり、ある者が当該団体の名称を使用している可能性も考えられる。また、当該団体の名称と類似する名称を持つ法人や団体が複数存在していることが確認された。

条例第7条第3号アでは、「法人その他の団体……に関する情報……であって」、「公にすることにより、当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については不開示とされている。当該団体の名称等の情報については、これらを開示することにより当該団体及びその名称と類似する名称を持つ法人や団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

したがって、封筒の裏面の写しに記載されている団体の名称、住所、郵便番号及び住所に関して実施機関が記載した注記については、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 原島 良成
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂
委 員 末松 恵美

(別表)

開示すべき文書	審査会が開示とすべきと判断した部分
脅迫状の写し	脅迫の対象として記載されている公務員の氏名及び役職名
封筒の裏面の写し	本件脅迫状の差出人とされている団体の名称、住所、郵便番号、住所に関して実施機関が記載した注記

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 28 年 10 月 6 日	・ 諮問（第 179 号）
平成 28 年 12 月 13 日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成 29 年 9 月 19 日	・ 審議
平成 29 年 10 月 11 日	・ 審査請求人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成 29 年 11 月 8 日	・ 審議